

重度心身障がい者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成

～市では、次の対象者の方への医療費助成を行なっています～

問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎32-2216

◆重度心身障がい者

- 「身体障害者手帳」1～3級(3級は内部障がいに限る)をお持ちの方
- 療育手帳「A」をお持ちの方、または知的障がい「重度」と判定(診断)された方
- 「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方
※所得額によっては、対象者とならない場合があります。

◆子ども

- 18歳になる年度末(3月31日)までの子ども

◆ひとり親家庭等

- 18歳になる年度末(3月31日)までの児童を扶養または監護している、ひとり親家庭などの父または母(18歳以降もお子さんを扶養する場合、引き続き助成を受けられることがあります。)
- ひとり親家庭等の児童(18歳になる年度末(3月31日)まで)
(18歳以降も保護者に扶養される場合、引き続き助成を受けられることがあります。)
※所得額によっては、対象者とならない場合があります。

医療費助成Q & A

Q. 助成の範囲は？



A.

入院・通院・訪問看護・柔道整復などの医療費

- 「精神障害者保健福祉手帳」1級をお持ちの方(入院は対象外)
- ひとり親家庭等の父または母の場合(入院・訪問看護のみ対象)

※薬の容器代・文書料・食事代などや保険外診療は、助成対象となりません。

Q. 自己負担額は？



A.

- 市民税課税世帯の方…医療費の1割

1カ月の自己負担額が通院18,000円(年額144,000円)・入院57,600円(多数該当の場合44,400円)を超えた場合は、超えた分の医療費助成を受けることができます。

- 市民税非課税世帯の方…初診時一部負担金(医科580円・歯科510円・柔道整復270円)
- 子ども…自己負担なし(無料)

Q. 病院などの窓口で医療費助成を受けられなかった場合は？



A.

- 子ども

受給者証を窓口に出すと、その場で医療費が無料になりますが、適用とならない病院などもあります。

無料にならなかった場合は、後日助成金を振込みますので、必要書類を持参のうえ、市役所で手続きをしてください。

- 子ども以外

それぞれの自己負担額を超える医療費を負担した場合は、必要書類を持参のうえ、市役所で手続きをしてください。

※必要書類…「領収書」・「保険証」・「振込先口座の分かるもの」

Q. 8月以降の受給者証は？



A.

- 重度心身障がい者・子ども医療費受給者証…更新手続きは必要ありません。(7月下旬にお送りします。)

- ひとり親家庭等受給者証

…更新手続きが必要です。(対象者にはご案内しています。)

※現在お使いの受給者証は、一部を除き有効期限が7月31日となっています。



国民健康保険被保険者証の更新

現在お使いの国民健康保険の被保険者証の有効期限は、7月31日(土)までです。新しい被保険者証は、**7月下旬に郵送します**。被保険者証が届きましたら、被保険者証の内容に誤りがないかご確認ください。

有効期限にご注意ください

- 次に該当される方は有効期限が異なります。
- 75歳になり後期高齢者医療制度へ移行する方
 - 70歳になり高齢受給者証が該当になる方

取扱い上の注意

- 紛失に注意し、大切に保管してください。
- 有効期限を過ぎた被保険者証は使用できません。
- ほかの健康保険に加入した方は、国民健康保険被保険者証は使用できません。資格喪失の届出をしてください。
- 他人との被保険者証の貸し借りは絶対にやめましょう。不正使用は違法です。

後期高齢者医療制度保険証(被保険者証)の一斉更新

現在、ご使用の水色の保険証と黄色の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)限度証(限度額適用認定証)の有効期限は7月31日(土)です。8月以降は使用できません。

新しい保険証について

7月中旬に交付しますので、お手元に届きましたら**黄緑色の保険証**をご使用ください。
※有効期限は、令和4年7月31日です。
※紛失や汚れたときは再発行します。医療保険係までお申し出ください。

減額認定証および限度証について

- 引き続き交付対象となる方…7月中旬に交付します。8月1日からは**橙色の減額認定証および限度証**をご使用ください。
- 新たに必要となる方…**交付要件**に該当するかご確認のうえ、医療保険係へ申請してください。

減額認定証の交付要件

区分Ⅱまたは区分Ⅰに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方 ○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方 ※給与所得がある場合、その額から10万円を控除 ○ 老齢福祉年金を受給されている方

限度証の交付要件

現役並みⅡまたは現役並みⅠに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅡ・Ⅲに該当せず、3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等の傷病手当金および傷病給付金の適用期限延長

厚生労働省から、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に係る傷病手当金(給与受給者)の適用期限を9月30日(木)までとする通知がありました。

また、市独自で行なっている傷病給付金(個人事業主)の適用期限についても同様に適用期限を延長いたします。

※申請する前に医療保険係まで、お問い合わせください。

適用期限

これまで 6月30日(水)



変更後 **9月30日(木)**